（様式２）

特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報（事後公表）

|  |  |
| --- | --- |
| 議題 | 大阪府所蔵美術作品の管理・活用について |
| 日時 | 令和５年８月18日（金）  ①９時30分～10時３０分　②10時30分～11時30分  ③11時30分～12時45分 |
| 場所 | 大阪府庁　会議室 |
| 出席者 | 1. (特別顧問・特別参与)   木ノ下特別参与・山梨特別参与・鷲田特別参与  (職員等)  大阪府府民文化部文化・スポーツ室長、文化課長、参事、総括補佐、総括主査   1. (特別顧問・特別参与)   上山特別顧問・木ノ下特別参与・山梨特別参与・鷲田特別参与  (職員等)  大阪府府民文化部長、文化・スポーツ室長、文化課長、参事、総括主査   1. (特別顧問・特別参与)   上山特別顧問・木ノ下特別参与・山梨特別参与・鷲田特別参与  (職員等)  大阪府府民文化部文化・スポーツ室長、文化課長、参事、総括主査 |
| 論点 | 大阪府所蔵美術作品の管理・活用について  専門家による検討チームについて |
| 主な意見 | ①  ・美術作品の専門家に、作品の状態を確認してもらうべき。  ②  ・今後の活用については、所蔵する作品全体をみて、方向性を決める必要がある。  ・咲洲庁舎駐車場からの作品移転については、現在、作品の保管を担っている大阪府立江之子島文化芸術創造センターの学芸員と共に、作業を進めていくべき。  ・美術館ではない行政機関として、大型作品で保管が極めて難しく、かつ展示歴がなく、かつ作家・遺族の同意がある場合には、デジタルアーカイブで立体のいきいきとした姿を積極的に展示することで、保全を行っている、という解釈をすることができないか。  ③  ・作品を収集した経緯等、元大阪府職員の学芸員にヒアリングを行うべき。  ・作品の確認については、事務局において、大阪府立江之子島文化芸術創造センターの学芸員だけでなく、保存修復の専門家へも依頼することを検討すべきではないか。 |
| 結論 | 特別顧問・特別参与のご意見を踏まえ、引き続き検討を進める。 |
| 説明等資料 | 「「アート作品活用・保全検討チーム」打合せ」資料 |
| 備考 |  |
| 関係部局  （室課） |  |